

虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置等、養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言や拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」と言う。）を設置します。委員会は、年に1回以上開催し、次の事を協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- (2) 虐待の防止のための職員研修に関する事
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事

- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関する事
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

② 委員会の構成員

委員会の委員長を置き、他指定した職員数名の委員構成で行います。

- ③ 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

- ④ 会議の実施に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を年1回以上実施します。

研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し、会議録を作成し保存します。

4. 事業所内で発生した虐待報告方法等の方策に関する方針

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応マニュアルに基づき対応します。又職員は虐待を発見した際、高齢者・障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に行政機関の担当窓口にも報告します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、其の要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧出来るようにします。

8. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和 5年 1月 28日 制定